

【群馬県国民健康保険団体連合会第3次中期運営計画の概要】

基本理念及び行動基準

○基本理念

- ・保険者の信頼と満足をいただけることを第一と考える。
- ・保険者の期待に応える、質と価値の高いサービスを提供する。

○行動基準

- ・私達は、常に工夫と改善を行い、品質とコストを追求したサービスの提供に努めます。
- ・私達は、仕事のプロとして、強い自覚と責任感をもって業務遂行し、日々、知識と能力の向上に努めます。
- ・私達は、法令を遵守し、高い倫理基準をもって行動します。

1 計画の趣旨（抜粋）

群馬県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）では、国民健康保険法第83条に基づき設立された保険者の共同目的達成機関として業務を行っていくに当たり、本会の基本理念を踏まえ信頼される国保連合会となることを目指すため、中期的視点に立った第1次中期運営計画（平成21年度～平成23年度）及び第2次中期運営計画（平成24年度～平成27年度）を策定し、その施策を着実に実施し計画の目標達成に向けての取り組みを進めてきた。

しかしながら、保険者や本会を取り巻く環境は大きく変化してきており、環境の変化に伴う顧客ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため、継続的に組織運営を改善・強化し、コスト削減を意識しつつ質の高いサービスの提供が行えるよう、改革の必要性がますます高まっている。

このような状況の下、第3次中期運営計画では、本会が審査支払機関としての役割を果たしつつ、今後も保険者の要請に対応しながら、将来にわたって保険者の共同目的達成機関として積極的な役割を担っていくため、中期的な業務遂行の指針として、「提供サービスの質の向上、顧客満足度の向上」、「新たな課題への対応」及び「組織運営の改善・強化」の三つの施策を掲げ、保険者を含む関係機関等とも連携し、計画を効率的かつ効果的に遂行して、質の高い成果を創出して信頼される国保連合会となることを目指す。

2 計画の期間

平成28年度から平成31年度まで（4か年）

3 中期的な業務遂行の指針

○提供サービスの質の向上、顧客満足度の向上

- ・ 審査の充実・強化
- ・ 保険者共同電算処理事業の推進
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の充実・強化
- ・ 保険者ニーズに対応した各種事業の実施
- ・ 保健事業支援の充実・強化
- ・ 介護・障害関係事業の推進

○新たな課題への対応

- ・ 国保制度改革への対応
- ・ 保険者や本会を取り巻く環境の変化等への対応

○組織運営の改善・強化

- ・ コスト削減
- ・ 機動的な組織体制作り
- ・ 内部統制の強化
- ・ 明るい組織作り
- ・ 人材育成

4 中期的な数値目標

○審査の質の向上に対する数値目標

項目	28年度	29年度	30年度	31年度
原審査査定率	0.169%	0.175%	0.185%	0.192%
再審査容認出現率	0.099%	0.094%	0.089%	0.084%
原審査見落とし率	29.19%	27.59%	25.99%	24.40%

※原審査査定率＝原審査査定点数÷原審査請求点数

※再審査容認出現率＝再審査査定点数÷原審査決定点数

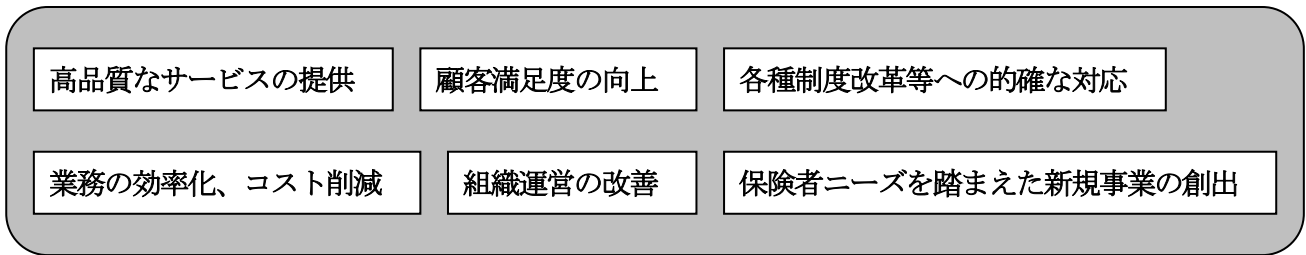
※原審査見落とし率＝再審査査定点数（縦覧・突合除く）÷{原審査査定点数＋再審査査定点数（縦覧・突合除く）}

○第三者行為損害賠償求償額に対する数値目標

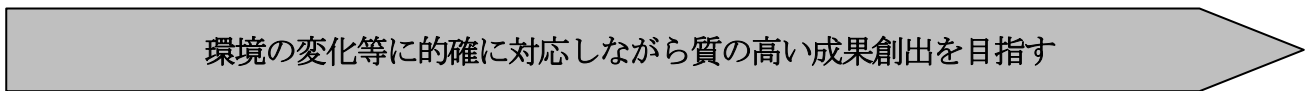
項目	28年度	29年度	30年度	31年度
目標年間求償額	4.6億円	4.8億円	5億円	5.2億円

第3次中期運営計画の概要図

【本会を取り巻く課題】



【計画の期間】平成28年度～平成31年度



【中期的な業務遂行の指針】

